

山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部の廃止 等について

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の5類感染症に位置づけられることに伴い政府対策本部が廃止されることから、政府対策本部廃止の日をもって「山形県新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部」を廃止する。（対策本部廃止後は、必要に応じて調整会議等を開催）

また、政府の基本的対処方針及び業種別ガイドラインが廃止されることから、同方針等に基づき実施する以下の取組み等についても、同方針等が廃止される日をもって終了する。

〔取組み〕

- ・ 本県における新型コロナ対応の目安（注意・警戒レベル）
- ・ 県民の皆様及び事業者の皆様へのお願い
- ・ 山形県「新・生活様式」宣言
- ・ イベント等の開催に関する基本方針
- ・ 山形県新型コロナ対策認証制度
- ・ 新型コロナ対策宣言店応援事業（木製プレート配布事業）

〔組 織〕

- ・ 新型コロナワクチン接種総合本部

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）

（都道府県対策本部の廃止）

第25条 第21条第1項の規定により政府対策本部が廃止されたときは、都道府県知事は、遅滞なく、都道府県対策本部を廃止するものとする。

以上

※上記は、政府の最終決定を踏まえての対応となります。